４．大阪港自然災害対策アクションプラン アクション項目

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
1	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	各施設の定期点検と補修の継続・充実	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 【関連機関】 近畿地方整備局防災室			→	対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】維持管理関係小会議
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（1）	堤内地の浸水被害の防止						
	対象被害項目	防潮対策・施設						
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（2）	津波波力の低減						
	対象被害項目	施設・港湾機能						
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（6）	物流機能の確保						
	対象被害項目	施設・港湾機能						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（7）	堤内地の浸水被害防止体制の確保						
	対象被害項目	防潮対策・施設						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（8）	津波波力の低減体制の確保						
	対象被害項目	防潮対策・施設						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（11）	物流機能の被害低減体制の確保						
	対象被害項目	施設・港湾機能						
	【内容】	各管理主体が継続して各施設の適切な維持管理の取り組みを行う。 ◆水門、防潮扉及び防潮堤等の定期点検、補修の継続 ①―（A）―（1）、②―（A）―（7） ・近畿地方整備局河川部、大阪府西大阪治水事務所、大阪市建設局、大阪港湾局 ◆防波堤の定期点検、補修の継続 ①―（A）―（2）、②―（A）―（8） ・大阪港湾局 ◆岸壁、物揚場の定期点検、補修の継続 ①―（B）―（6）、②―（B）―（１１） ・近畿地方整備局港湾空港部、大阪港湾局、大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社					

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
2	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	在来地区の防潮堤の嵩上げ	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 なし	■			対象災害：台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】防潮施設関係小会議
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（1）	堤内地の浸水被害の防止						
	対象被害項目	防潮対策						
	【内容】	・経年沈下により、高潮災害時に必要な計画高さを有していない防潮堤の嵩上げを実施する。 ・対象範囲については、大阪港高潮恒久計画（大阪市港湾局昭和42年策定）に基づく恒久計画高を下回る範囲とし、計画高と沈下量に応じ、優先度を設定して嵩上げを行っている。 ・令和3年度に完成予定（一部耐震化に併せて行う嵩上げを除く）						

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
3	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	埋立地における浸水対策の実施	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部			■	対象災害：台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】防潮施設関係小会議
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（4）	堤外地の浸水被害の低減						
	対象被害項目	防潮対策						
	【内容】	・埋立地において、既設コンクリート擁壁や護岸の嵩上げ等により、台風による高潮被害から人命や立地企業等の資産を最大限防護し、浸水被害を最小化する。 ・平成30年台風第21号の高波等により浸水被害を受けたことを踏まえ、大阪港高潮対策検討会の検討結果をもとに、令和2年度に詳細検討を行い、高潮対策（嵩上げ）工事を実施している。						

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
4	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	小型船舶被害低減策の強化・啓発	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 企業（マリーナ運営会社） 【関連機関】 大阪海上保安監部 船舶所有者			→	対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】啓発関係小会議
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（5）	流出被害低減機能の確保						
	対象被害項目	船舶						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（12）	流出被害低減体制の確保						
	対象被害項目	船舶						
	【内容】	各管理主体が継続して自然災害発生時の小型船舶による被害や影響を低減する取り組みを行う。 ◆小型船舶係留索の強化、小型船舶の被害低減に向けた啓発 ・水面占用者への安全管理指導 ・業界団体等を通じた啓発事業 ・指導が必要な占用者への立入調査 ・チラシの配布 ◆放置艇・沈船の撤去による小型船等の適切な係留状態の確保 ・所有者への撤去指導 ・所有者不明船の撤去 ・沈船の撤去						

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
5	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	耐震強化岸壁の整備	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪港湾局 【関連機関】 なし			■	対象災害：地震・津波 【小会議分類】維持管理関係小会議
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（6）	物流機能の確保						
	対象被害項目	施設・港湾機能						
	施策の方向性⑥	災害支援拠点機能を発揮する						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（30）	物流機能の支援						
	対象被害項目	施設・港湾機能						
	【内容】	・管理主体により、災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する。 ・全体17バース、うち９バース整備完了						

番号	整理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
6	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	コンテナ流出防止対策の継続	【実施主体】 大阪港運協会 企業（港運会社） 【関連機関】 大阪港湾局 阪神国際港湾株式会社 近畿地方整備局港湾空港部	→	→	→	対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】啓発関係小会議
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（5）	流出被害低減機能の確保						
	対象被害項目	物品・港湾機能						
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（6）	物流機能の確保						
	対象被害項目	港湾施設						
	【内容】	・台風に伴う暴風時において、コンテナの飛散、荷崩れ、流出防止対策を実施する。 ・台風接近時の事前防災行動として、コンテナを３段積程度とし、固縛器具によりコンテナ同士を接続する、重量のある実入りコンテナを空コンテナの上に置く、荷捌き地内の地盤が高いところにコンテナを置くなどの対策を継続実施する。 ・大阪港湾局は引き続き、ＨＰ等により啓発を行う。						

番号	整理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
7	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	堤外地における受変電設備の嵩上げ	【実施主体】 阪神国際港湾株式会社 大阪港埠頭株式会社 【関連機関】 大阪港湾局 近畿地方整備局港湾空港部	■			対象災害：台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】維持管理関係小会議
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（6）	物流機能の確保						
	対象被害項目	港湾機能						
	【内容】	・高潮災害時に備え、コンテナ埠頭の受変電設備について、嵩上げを実施する。 ・平成30年台風第21号の高波等により浸水被害を受けたことを踏まえ、大阪港高潮対策検討会の検討結果をもとに、令和2年度に詳細検討を行い、令和３年度より高潮対策（嵩上げ）工事を実施する予定。						

番号	整理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
8	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	荷役機械の暴風・浸水対策	【実施主体】 大阪港湾局 阪神国際港湾株式会社 大阪港運協会 各企業（港運会社） 【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部	→	→	→	対象災害：台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】維持管理関係小会議
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（6）	物流機能の確保						
	対象被害項目	港湾機能						
	【内容】	・台風に伴う暴風時において、荷役機械の逸走、倒壊対策を検討し、実施する。 ・台風接近時の事前防災行動として、荷役機械のアンカー等による固定や荷役車両の退避等を実施する。 ・大阪港湾局では、浸水被害があっても即時に部品交換することで早期に機能回復が可能となるよう、廃止クレーンの機器を予備品として保管するなど引き続き検討を行う。						

番号	整理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
9	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	上屋建物の暴風に対する補強の実施	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 なし	→	→	→	対象災害：台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】維持管理関係小会議
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（6）	物流機能の確保						
	対象被害項目	港湾機能						
	【内容】	・台風に伴う暴風時において、上屋の機能を確保するための対策を検討し、実施する。 ・平成30年台風21号の暴風による被害を受け、屋根固定補強済。 ・大阪港湾局が所管する上屋建物のシャッター等については、取り換え工事時において、台風に対応したものに順次整備していく。 ※上屋建物の棟数：８１棟						

番号	整理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
10	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	防潮堤耐震化の推進	【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 大阪市建設局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪市危機管理室	■			対象災害：地震・津波 【小会議分類】防潮施設関係小会議
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（1）	堤内地の浸水被害の防止						
	対象被害項目	施設・港湾機能						
	【内容】	・各管理主体が堤内地への浸水を防止、低減するため、既存堤防の耐震強化を推進する。 ・令和5年度完成予定。						

番号	整理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
11	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	官・民・水防団による防潮扉閉鎖体制の充実	【実施主体】 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 臨港4区役所 水防団 防潮扉管理企業 防潮扉近隣住民 【関連機関】 市民	→	→	→	対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】防潮施設関係小会議
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（3）	堤内地の浸水被害の低減						
	対象被害項目	防潮対策						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（7）	堤内地の浸水被害防止体制の確保						
	対象被害項目	防潮対策						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（10）	堤内地の浸水被害低減体制の確保						
	対象被害項目	仕組み作り						
	【内容】	自然災害発生時における防潮体制を万全とするため、防潮扉の閉鎖体制の充実と、それに伴う訓練を継続的に実施する。 ◆防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保 ・近畿地方整備局 津波遡上区間の河川管理施設の耐震照査完了。必要に応順次対応する。 浸水被害の可能性がある水門・桶門等の遠隔操作設備を完了。 ・大阪府西大阪治水事務所 河川沿いの水防倉庫等に土嚢を準備。防潮扉の耐震性能を精査中。地震時に閉鎖できない可能性のある扉の対策を実施中。 ・大阪港湾局 簡易防潮設備設置作業の研修を定期的に実施。区役所等関係機関との情報伝達訓練を実施。 ◆官民合同による防潮扉の閉鎖訓練 ・大阪府西大阪治水事務所 防潮扉閉鎖訓練として、毎年合同実施 ・水防団、臨港４区役所 防潮扉閉鎖訓練、水防工法訓練を毎年実施。水防団員の避難訓練実施。 ・大阪港湾局 防潮扉管理協定者への閉鎖指令伝達訓練を毎月実施。防潮扉閉鎖・避難訓練を毎年合同実施。 ◆防潮扉の閉鎖体制を充実するための地元住民との協力 ・水防団の紹介・団員募集に向けた啓発活動を継続する。 ◆施設管理者による参集訓練の実施 ・大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局 引き続き、参集訓練、連絡体制の強化を行う。 ◆防潮扉閉鎖不可時の情報伝達 引き続き、必要な情報共有が図れるように連絡体制を維持する。 ◆防潮扉閉鎖体制の維持 ・大阪港湾局・大阪市危機管理室 大阪市全職員を対象とした時間外防潮扉閉鎖班を整備している。 引き続き閉鎖作業の迅速化と確実性を確保することを目的として、定期的に研修・訓練を実施していく。						

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
12	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	官民合同避難訓練実施に向けた支援	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 【関連機関】 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団	→	→	→	対象災害：地震・津波 【小会議分類】啓発関係小会議
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保						
	対象被害項目	人						
	施策の方向性③	避難・救助を支援する						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化						
	対象被害項目	人						
	【内容】	各管理主体が継続して官民合同による避難訓練の支援を行う。 ・大阪府西大阪治水事務所 津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施している。 ・大阪港湾局 大阪市震災総合訓練に併せて、官民合同で集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を継続実施する。また、引き続き、企業（港運会社、倉庫会社）に避難訓練の啓発を行う。						

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
13	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	防潮扉閉鎖の支障や流出の恐れのある放置自動車、物品の監視・撤去指導の充実	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 水防団 【関連機関】 なし	→	→	→	対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】防潮施設関係小会議
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（7）	堤内地の浸水被害防止体制の確保						
	対象被害項目	防潮対策						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（12）	流出被害低減体制の確保						
	対象被害項目	物品						
	【内容】	◆放置自動車、物品の監視・撤去指導 ・大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局 各管理者において、パトロールや巡視などを継続実施しており、放置物などがあれば速やかな撤去に努めている。また、占用者に対して継続許可時などに注意喚起を実施している。 今後も、対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行い、法手続きの検討も視野に入れた指導強化に努める。 ◆災害時における連携した放置自動車や物品の移動体制の確保 ・大阪港湾局、水防団 各実施主体において、関係団体と災害時協定を締結している。 今後も海岸法等の法手続きを視野に入れた指導強化に努める。 ◆流出する恐れのある放置自動車や物品の監視の充実 ・大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局 港湾域では、堤防敷の不法占用、不適正使用の調査を継続実施するとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。 河川域でも、日常的に巡視を行うとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。 また、使用許可の更新時などの機会に順次指導を行っている。 今後も対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行っていく。						

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
14	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	港湾で働く労働者等の防災・減災知識の充実と自主防災への意識の向上	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 企業（港運会社、船社、倉庫会社等） 【関連機関】 大阪府危機管理室 湾岸６区７消防署 臨港４区役所 水防団 防潮扉管理企業	→	→	→	対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】啓発関係小会議
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保						
	対象被害項目	人						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（13）	防災意識の啓発						
	対象被害項目	施設・物品						
	施策の方向性③	避難・救助を支援する						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化						
	対象被害項目	人						
	施策の方向性④	情報の共有化を図る						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（21）	避難情報の充実						
	対象被害項目	人						
	施策の方向性④	情報の共有化を図る						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（22）	防災情報の普及						
	対象被害項目	施設・物品						
	【内容】	◆港湾事業者や港湾労働者が自主的に適切な防災行動がとれるように、防災・減災知識の充実に向けた啓発活動を行い、自主防災への意識の向上を促す。 また、これらの取り組みから企業の防災能力を向上し、施設の浸水被害や物品の流出低減を図る。 ・西大阪治水事務所 「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後も津波、高潮災害に関する防災啓発を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対する多言語化対応など、館内展示内容や説明ツール、スキルの充実を図っていく。 ・大阪市危機管理室 水害ハザードマップ（南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載）、市民防災マニュアルを平成26年度に更新、全戸配布を実施。ホームページへの掲載を行っており、今後、水害ハザードマップ及び、市民防災マニュアルを見直し、HPを更新する。 ・大阪市消防局 本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。 ・大阪港湾局 平成成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発活動を行っている。また、要請に応じて避難訓練等を連携し実施することにより、防災意識・知識の向上を図っている。 ・大阪港運協会 日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を会員へ周知している。 大阪市港湾局では、要請に応じて防災講座等を実施し、自主防災組織の充実に向けた情報提供を行っている。さらに、大阪市震災総合訓練において、官民合同による集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を継続実施している。						

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
15	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	関係機関による緊急時情報発信の充実	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪港湾局 臨港4区役所 大阪港運協会 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市消防局 大阪市建設局	→			対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】情報関係小会議
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保						
	対象被害項目	人						
	施策の方向性③	避難・救助を支援する						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化						
	対象被害項目	人						
	施策の方向性④	情報の共有化を図る						
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（21）	避難情報の充実						
	対象被害項目	人						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（14 ）	情報伝達体制の確保						
	対象被害項目	仕組み作り						
	施策の方向性④	情報の共有化を図る						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（23）	情報伝達機能の確保						
	対象被害項目	施設・物品						
	【内容】	各管理主体により取り組みを継続する ・大阪市危機管理室 同報系無線のスピーカーによる緊急情報伝達 各携帯電話会社が提供する緊急速報メールによる避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信 市職員への「緊急通報システム」を活用した情報配信 防災アプリやSNSを利用した災害情報の発信 ・臨港４区役所 SNSを利用した災害情報の発信 ・大阪港湾局 防潮扉管理協定者の避難場所を定める取り組みの継続 港湾関係事業者に対して、防災講座を通じた周知・啓発を継続 「大阪港ＢＣＰ協議会」に参加し、連絡体制を更新 防潮扉管理企業への防潮扉集中監視装置による情報伝達の継続（１回/月の訓練） ・大阪港運協会 各関係機関との連絡体制を更新 ・大阪市建設局 気象庁からの情報、国や府からの情報をメールやＦＡＸで受信し確認。 その他エリアメールを活用した情報収集						

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
16	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	高潮避難に関する避難勧告基準の作成	【実施主体】 大阪市危機管理室 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪港湾局	■			対象災害：台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】大阪港ＢＣＰ・海上対策関係小会議
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保						
	対象被害項目	人						
	【内容】	◆高潮避難に関する検討を行い、避難勧告基準を作成する。 令和元年12月に大阪府河川整備審議会「第４回高潮専門部会」において、「想定し得る最大規模の高潮」で浸水想定シミュレーション結果が示された。 これに基づき、高潮避難に関する検討を行い、令和2年8月に大阪府港湾局により高潮浸水想定区域が指定・公表している。 ・大阪市危機管理室 高潮浸水想定区域の指定に伴い、大阪市域における高潮に関する避難情報の発令基準等を定め、9月１日から運用を開始している。 今後、避難勧告等に関するガイドラインの改定等に併せて、更新していく。						

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
17	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	新たな高潮浸水想定図に基づくハザードマップ・避難計画の作成	【実施主体】 大阪市危機管理室 企業（港運会社、船社、倉庫会社等） 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪港湾局	■			対象災害：台風・高潮（項目追加：令和3年3月） 【小会議分類】大阪港ＢＣＰ・海上対策関係小会議
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保						
	対象被害項目	人						
	【内容】	◆施設の災害への備えとしてリスクやとるべき行動を平時から確認するため、水害ハザードマップや避難計画を作成する。 令和元年12月に大阪府河川整備審議会「第４回高潮専門部会」において、「想定し得る最大規模の高潮」で浸水想定シミュレーション結果が示された。 これに基づき、令和2年8月に大阪府港湾局により高潮浸水想定区域が指定・公表している。 ・大阪市危機管理室 高潮浸水想定区域の指定に伴い、大阪市域における高潮に関する避難情報の発令基準等を定め、9月１日から運用を開始している。 水害ハザードマップへは、更新に併せて、高潮浸水想定区域図を掲載していく。 高潮災害については、大阪市地域防災計画の修正等を行うとともに、市民等への周知・啓発を行っていく。 ・大阪港湾局 ホームページで「港の防災対策」の啓発を行い、企業の避難計画策定を支援する。 ・企業（港運会社、船社、倉庫会社等） 大阪市域の避難発令基準等をもとに避難計画を作成する。						

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
18	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	定期的な防災連絡会議（委員会）等の開催による情報共有	【実施主体】 近畿地方整備局防災室 近畿地方整備委局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府危機危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 大阪市建設局 大阪市消防局 臨港4区役所 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団　市民代表 【関連機関】 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 企業（電気、ガス、電話事業者、OSAKAMETRO）	→			対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】情報関係小会議
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（14）	情報伝達体制の確保						
	対象被害項目	仕組み作り						
	施策の方向性④	情報の共有化を図る						
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する						
	アクション目標（23）	情報伝達機能の確保						
	対象被害項目	仕組み作り						
	【内容】	◆各実施主体は継続して、次の会議・訓練などを通じて、情報共有を行う。 ○会議等 〈大阪湾港湾広域防災協議会〉 大規模地震や津波による複数の港湾にまたがる広域災害が発生時に、大阪湾諸港の港湾　　機能が麻痺又は低下することによる国民生活等への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を協議。 〈大阪湾津波防災対策に関する打合せ〉 府市の防潮関連部門（河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 〈津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ〉 国・府・市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 〈湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議〉 津波浸水害からの大阪市内における2次避難対策として、避難及び受入計画の策定を検討。 〈大阪湾港湾機能継続計画推進協議会〉 〈石油コンビナート防災対策技術研究会〉 研究機関が連携し、大規模な地震・津波による油類流出被害のリスク解析とそれを軽減する新技術の検討を目的とした研究会に関係行政機関がオブザーバー参加。 〈市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会〉 〈府県との災害協定の見直しによる意見交換会〉 〈近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議〉 〈近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ〉 〈「南海トラフ地震に関連する情報」等に関する説明会〉 ○訓練 ・堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点にて、現地総合訓練 ・淀川水防・大阪府地域防災総合演習 ・大阪府地震・津波災害対策訓練 ○その他 ・派遣情報（TEC-FORCE通信）をHPで情報発信（近畿地方整備局） ・ハザードマップポータルサイト、DiMAPS(統合災害情報システム)をHPで情報発信 ・震災対策技術展、防犯防災総合展、建設技術展での講演、パネル展示等 ・「防災とボランティアの日」講演会					

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
19	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保	【実施主体】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局 【関連機関】 企業（建設業）	→			対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】復旧対策関係小会議
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（15）	防潮機能復旧体制の確保						
	対象被害項目	防潮対策						
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する						
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（26）	防潮機能の復旧						
	対象被害項目	防潮対策						
		・自然災害発生における防潮堤応急復旧対策の実施体制を継続する。 ・各実施主体において、（一社）日本建設業連合会・（一社）大阪建設業協会・（社）日本埋立浚渫協会・（社）日本橋梁建設協会、（公社）土木学会関西支部、（公社）全国コンクリートブロック協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 ・また、複数の府県に渡るような広域災害時の対応として、国土交通省、各府県及び政令市、関係機関と指定公共機関でもある（一社）日本建設業連合会との包括協定をH29年2月に締結している。 ・大阪府は、三大水門の更新について、引き続き検討を実施していく。					

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
20	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	被災状況調査の充実	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市危機管理室 企業（航空調査会社）	→			対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】復旧対策関係小会議
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保						
	対象被害項目	船舶・港湾機能						
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する						
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（28）	物流機能の復旧						
	対象被害項目	船舶・港湾機能						
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する						
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（24）	復旧情報の共有						
	対象被害項目	港湾機能・施設						
	【内容】	各実施主体において、関係団体と災害時の調査等の相互協力に関する協定を締結している。 ・近畿地方整備局港湾空港部 港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係７団体（一社）日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本海上起重技術協会近畿支部、（一社）海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会、（一社）日本埋立浚渫協会近畿支部）の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。（H28.2）（H30.6内容一部改訂）（R1.11内容一部改訂）。 ・近畿地方整備局河川部 最大クラスの地震及び津波遡上時に被災する可能性のある堤防及び樋門等の照査を実施。 ・大阪府西大阪治水事務所 防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めている。 ・大阪港湾局 災害時における調査等の相互協力について土木学会関西支部と協定を締結している。 大阪湾ＢＣＰの情報伝達に係る訓練に参加している。 「ドローン」を始めとする新たな技術の導入検討を行い、迅速かつ安全な日常点検作業並びに災害発生時の迅速な被災状況の把握を行うため活用する。飛行・撮影の現地調整及び国土交通省航空局の許可が得られた防潮堤に対し運用を行い、災害発生時の対応に備える。					

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
21	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備	【実施主体】 大阪港湾局 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪輪広域臨海環境整備センター 企業（建設業）	■			対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】復旧対策関係小会議
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保						
	対象被害項目	船舶・物品・港湾機能						
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する						
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（28）	物流機能の復旧						
	対象被害項目	船舶・物品・港湾機能						
	【内容】	・被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる ・大阪港湾局では、被災時の状況に応じて、所管船舶で可能な初期調査等を実施することとしている。また、被災後の散乱物品の撤去・回収作業に関するマニュアルを精査し、関係機関と共有を進めている。 ・令和3年1月の震災訓練に併せて、民間事業者にマニュアルの周知を図る予定。					

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
22	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	官民連携による大阪港復旧体制の継続	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局 【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業（建設業） 岸壁利用者	→			対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】復旧対策関係小会議
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保						
	対象被害項目	船舶・港湾機能						
	施策の方向性④	情報の共有化を図る						
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（24）	復旧情報の共有						
	対象被害項目	防潮対策・施設・港湾機能						
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する						
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（28）	物流機能の復旧						
	対象被害項目	船舶・港湾機能						
	【内容】	◆官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制 自然災害発生後における水域の漂流物を迅速に回収できる体制を継続する。 ・近畿地方整備局 大阪湾ＢＣＰ（案）をとりまとめ（Ｈ２５） 大阪湾に係る緊急確保航路が政令で指定（Ｈ２６．１） 瀬戸内海に係る緊急確保航路が政令で指定（Ｈ２８．７） 瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ（Ｈ２９．１２） ４つの地方整備局（近畿・中国・四国・九州）と３つの管区海上保安本部（第五・第六・第七）の7機関 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定（Ｈ２８．２）（Ｒ１．１．１１内容一部改訂） 港湾空港部、管内港湾管理者及び港湾関係７団体（（一社）日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本海上起重技術協会近畿支部、（一社）海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会、（一社）日本埋立浚渫協会近畿支部）の三者 ・大阪港湾局 被災時の状況に応じて、所管船舶により日常実施している漂流物の撤去や所管測量船により航路泊地の水深確認・水没障害物等の調査に対応する。回収した漂流物の一時保管場所及び最終処分までの手順等について検討を進める。 ◆官民連携による航路浚渫の実施体制 自然災害発生後（津波来襲後）における航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施体制を継続する。 ・近畿地方整備局 海上・海中障害物調査に向けた災害時の応急対策にかかる協定（Ｈ２４．４） 近畿地方整備局、（一社）海洋調査協会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会、（一社）日本潜水協会 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定（Ｈ２８．２）（Ｒ１．１．１１内容一部改訂） 港湾空港部、管内港湾管理者及び港湾関係７団体（（一社）日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本海上起重技術協会近畿支部、（一社）海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会、（一社）日本埋立浚渫協会近畿支部）の三者 ・大阪港湾局 大阪湾ＢＣＰの情報伝達に係る訓練に参加している。 浚渫土の土捨場について検討が必要 ◆官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制 被災後の各施設（岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等）の復旧に向けた復旧体制を継続する。 ・近畿地方整備局 大阪湾ＢＣＰ（案）の実効性を高めるために関係機関・関係者が参加した訓練を継続する。 ・大阪府都市整備部事業管理室、大阪府都市整備部河川室、大阪府西大阪治水事務所 各実施主体において、（一社）日本建設業連合会・（一社）大阪建設業協会・（社）日本埋立浚渫協会・（社）日本橋梁建設協会、（公社）土木学会関西支部、（公社）全国コンクリートブロック協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 ・大阪市建設局 災害時の応援復旧の協力に関する協定（Ｈ２５） 大阪市建設局、（一社）日本建設業連合会、（一社）大阪建設業協会 ・大阪港湾局 大阪湾ＢＣＰの情報伝達に係る訓練に参加している。					

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
23	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	大阪港ＢＣＰの推進	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 財務省大阪税関 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 大阪市建設局 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 大阪港タグセンター事業協同組合 大阪湾水先区水先人会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 【関連機関】 近畿運輸局 神戸市港湾局 協定締結先	→			対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】大阪港ＢＣＰ・海上対策関係小会議
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保						
	対象被害項目	港湾機能・仕組み作り						
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（24）	復旧情報の共有						
	対象被害項目	港湾機能						
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する						
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する						
	アクション目標（28）	物流機能の復旧						
	対象被害項目	港湾機能・仕組み作り						
	【内容】	危機的事象の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送（重要機能）への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、官民の港湾関係者からなる「大阪港BCP協議会」を通じ、さらにはPDCAの手法による継続的な計画の見直し・改善を行う。 平成27年度　「大阪港BCP・海上対策関係小会議」の分科会として設置した「大阪港BCP協議会」により、「大阪港BCP」を策定 平成28年度　地震・津波アクションプランに位置付け取組み開始。 平成30年度　訓練等実施 令和元年度 ・大阪港湾局 大阪市震災総合訓練と連携した情報伝達訓練を実施（R2.1） 被災後の係留施設において緊急物資輸送船等の利用可否判断が速やかにできるよう、設定した被災点検項目に基づき、地震後の変異を計測するための計測基準点を設置 高潮・暴風災害時の大阪港BCPを策定（R2.2） 大阪港BCPを協議会構成員のＢＣＰや防災計画に反映するため、BCPの作成例を構成員に周知し、啓発を行った（R2.2） 大阪港BCP協議会（R1.6、R2.2開催） ・大阪港埠頭（株） 阪神国際港湾（株）と連携して保有資産の応急復旧に向けた取り組みの検討を行うとともに社内体制の整備 ・大阪税関 衛星携帯電話を使用した情報伝達訓練の取り組み 今後も、大阪港ＢＣＰ協議会を開催し、大阪港BCP事前対策や、教育・訓練等により継続的な計画の見直し・改善を行う。 重要インフラ（内貿ユニットロード、クルーズターミナル、臨港道路、防波堤）に関して大阪港BCPの充実を図る。					

整理番号	アクション項目			実施主体・関連機関	達成期間			適　用
		方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
24	施策の方向性③	避難・救助を支援する	要避難者の避難の迅速化	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 大阪市経済戦略局 臨港4区役所 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪フェリー協会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社	→			対象災害：地震・津波、台風・高潮 【小会議分類】啓発関係小会議
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ						
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化						
	対象被害項目	人						
	【内容】	各管理主体において、来訪者や港湾労働者、外国人が要避難者となった場合、迅速に避難できるよう取り組みを継続する。 ・西大阪治水事務所 「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後も、津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動を実施していく。 ・大阪府危機管理室 ホームページにおいて、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を継続する。 ・大阪港湾局 ホームページにおいて「港の防災対策」による啓発を継続する。 ・大阪市危機管理室 津波浸水のおそれがある１７区において継続して津波避難ビル等の確保を進める。 津波避難ビル等は水害ハザードマップやホームページ等に継続して公表する。 現在地周辺の避難施設検索などができる防災アプリを継続して公開する。 ・大阪市経済戦略局 外国人旅行者に対し、大阪府や大阪観光局と連携して、災害情報や避難情報等を多言語で提供する。 ・臨港4区役所 津波浸水のおそれがある区において継続して津波避難ビル等の確保を進める。 ・大阪フェリー協会 ターミナルから近傍の建物や施設の確保に向けて、フェリー事業者・施設管理者と継続検討する。					

<table>
<tr><th rowspan="2">整理番号</th><th colspan="2" rowspan="2">アクション項目</th><th rowspan="2">実施主体・関連機関</th><th colspan="3">達成期間</th><th rowspan="2">適　用</th></tr>
<tr><th>短期</th><th>中期</th><th>長期</th></tr>
<tr><td rowspan="9">25</td><td>施策の方向性④</td><td>情報の共有化を図る</td><td rowspan="8">被災後の使用可能港湾施設の情報の発信</td><td rowspan="9">【実施主体】
近畿地方整備局港湾空港部
大阪港湾局

【関連機関】
大阪船主会
大阪港運協会</td><td rowspan="9"></td><td rowspan="9"></td><td rowspan="9"></td><td rowspan="9">対象災害：地震・津波、台風・高潮

【小会議分類】情報関係小会議</td></tr>
<tr><td>施策項目（C）</td><td>早期に港湾機能を回復する</td></tr>
<tr><td>アクション目標（25）</td><td>支援情報の発信</td></tr>
<tr><td>対象被害項目</td><td>港湾機能</td></tr>
<tr><td>施策の方向性⑤</td><td>被災した港湾を早期に復旧する</td></tr>
<tr><td>施策項目（C）</td><td>早期に港湾機能を回復する</td></tr>
<tr><td>アクション目標（27）</td><td>復旧支援体制の確保</td></tr>
<tr><td>対象被害項目</td><td>港湾機能</td></tr>
<tr><td>【内容】</td><td colspan="2">被災後の物流機能を確保するため、引き続き利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行う。

・近畿地方整備局
　大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討中。
「被害情報収集発信システム」に代わるものとして、国土交通省共通のシステムとして「DiMAPS」の運用を継続する。

・大阪港湾局
「大阪港BCP」において、協議会構成員による施設等の被害状況の確認を位置付けており、緊急連絡網を使用した施設被害点検後の岸壁等の使用可否の情報共有訓練を継続する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">整理番号</th><th colspan="2" rowspan="2">アクション項目</th><th rowspan="2">実施主体・関連機関</th><th colspan="3">達成期間</th><th rowspan="2">適　用</th></tr>
<tr><th>短期</th><th>中期</th><th>長期</th></tr>
<tr><td rowspan="5">26</td><td>施策の方向性⑤</td><td>被災した港湾を早期に復旧する</td><td rowspan="4">非常用電源の設備改良・整備</td><td rowspan="5">【実施主体】
大阪港湾局

【関連機関】
なし</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">対象災害：地震・津波、台風・高潮（項目追加：令和3年3月）

【小会議分類】復旧対策関係小会議</td></tr>
<tr><td>施策項目（C）</td><td>早期に港湾機能を回復する</td></tr>
<tr><td>アクション目標（２３）</td><td>情報伝達機能の確保</td></tr>
<tr><td>対象被害項目</td><td>港湾機能</td></tr>
<tr><td>【内容】</td><td colspan="2">・災害発生時において、初期初動の指揮命令機能を確保できるよう非常用電源の整備を行う。
・令和２年度に平成30年台風21号の影響による施設内発電設備回路等の見直しや浸水対策に伴う港湾防災センター・鶴町電気事務所の設備改良を行うとともに、本庁（港湾局分室）に非常用電源を整備する。</td></tr>
</table>

アクション項目別達成期間・実施主体・小会議の一覧

アクション目標：施策項目を具体的に示した対策目標⇒２６目標
（ただし、今後のＰＤＣＡによるアクション項目の見直しを想定し、既存３１目標は継続する）

アクション項目：達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策項目⇒２６項目

達　成　期　間○：項目ごとの目標達成期間

			アクション項目	達成期間			小会議					実施主体																																		
												近畿地方整備局			大阪海上保安監部	財務省大阪税関	大阪府				大阪市							淀川左岸水防事務組合	神戸海難防止研究会	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリー協会	大阪湾水先区水先人会	大阪港タグセンター事業協同組合	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	ライフライン			企業 港運・倉庫	企業 マリーナ運営	企業 港運	水防団	防潮扉管理企業	防潮扉近隣住民	港運・倉庫・船社	水防団市民代表	港運・倉庫・製造
				5年度末 短期	7年度末 中期	10年度末 長期	維持管理	情報	復旧	防潮施設	啓発	防災室	河川部	港湾空港部			警察本部	政策企画部 危機管理室	都市整備部 事業管理室	都市整備部 河川室	西大阪治水事務所	危機管理室	建設局	消防局	経済戦略局	此花区役所	港区役所	大正区役所	住之江区役所	大阪港湾局								NTT	大阪ガス	関西電力送配電									
1	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	各施設の定期点検と補修の継続・充実				■						★	★						★		★						★						★	★												
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																													
	アクション目標（1）	堤内地の浸水被害の防止																																													
	対象被害項目	防潮対策・施設																																													
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる																																													
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																													
	アクション目標（2）	津波波力の低減																																													
	対象被害項目	施設・港湾機能																																													
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる																																													
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																													
	アクション目標（6）	物流機能の確保																																													
	対象被害項目	施設・港湾機能																																													
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																													
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																													
	アクション目標（7）	堤内地の浸水被害防止体制の確保																																													
	対象被害項目	防潮対策・施設																																													
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																													
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																													
	アクション目標（8）	津波波力の低減体制の確保																																													
	対象被害項目	防潮対策・施設																																													
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																													
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																													
	アクション目標（11）	物流機能の被害低減体制の確保																																													
	対象被害項目	施設・港湾機能																																													
2	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	在来地区の防潮堤の嵩上げ	○						■																		★																			
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																													
	アクション目標（1）	堤内地の浸水被害の防止																																													
	対象被害項目	防潮対策																																													
3	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	埋立地における浸水対策の実施			○				■																		★																			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																													
	アクション目標（4）	堤外地の浸水被害の低減																																													
	対象被害項目	防潮対策																																													
4	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	小型船舶被害低減策の強化・啓発								■									★								★										★									
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																													
	アクション目標（5）	流出被害低減機能の確保																																													
	対象被害項目	船舶																																													
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																													
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																													
	アクション目標（12）	流出被害低減体制の確保																																													
	対象被害項目	船舶																																													
5	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	耐震強化岸壁の整備			○	■							★														★																			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																													
	アクション目標（6）	物流機能の確保																																													
	対象被害項目	施設・港湾機能																																													
	施策の方向性⑥	災害支援拠点機能を発揮する																																													
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																													
	アクション目標（30）	物流機能の支援																																													
	対象被害項目	施設・港湾機能																																													
6	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	コンテナ流出防止対策の継続								■																				★									★							
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																													
	アクション目標（5）	流出被害低減機能の確保																																													
	対象被害項目	物品・港湾機能																																													
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる																																													
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																													
	アクション目標（6）	物流機能の確保																																													
	対象被害項目	港湾施設																																													
7	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	堤外地における受変電設備の嵩上げ	○			■																											★	★												
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																													
	アクション目標（6）	物流機能の確保																																													
	対象被害項目	港湾機能																																													
8	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	荷役機械の暴風・浸水対策				■																					★			★				★					★							
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																													
	アクション目標（6）	物流機能の確保																																													
	対象被害項目	港湾機能																																													

アクション項目別達成期間・実施主体・小会議の一覧

アクション目標：施策項目を具体的に示した対策目標⇒２６目標
（ただし、今後のＰＤＣＡによるアクション項目の見直しを想定し、既存３１目標は継続する）

アクション項目：達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策項目⇒２６項目

達　成　期　間○：項目ごとの目標達成期間

			アクション項目	達成期間			小会議					実施主体																																			
												近畿地方整備局			大阪海上保安監部	財務省大阪税関	大阪府					大阪市									淀川左岸水防事務組合	神戸海難防止研究会	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリー協会	大阪港湾水先区水先人会	大阪港タグセンター事業協同組合	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	ライフライン			企業 港運・倉庫	企業 マリーナ運営	企業 港運	水防団	防潮扉管理企業	防潮扉近隣住民	企業 港運・倉庫・船社	水防団市民代表	企業 港運・倉庫・製造
				5年度末 短期	7年度末 中期	10年度末 長期	維持管理	情報	復旧	防潮施設	啓発	防災室	河川部	港湾空港部			警察本部	政策企画部 危機管理室	都市整備部 事業管理室	都市整備部 河川室	西大阪治水事務所	危機管理室	建設局	消防局	経済戦略局	此花区役所	港区役所	大正区役所	住之江区役所	大阪港湾局								NTT	大阪ガス	関西電力送配電									
9	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	上屋建物の暴風に対する補強の実施				■																						★																			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（6）	物流機能の確保																																														
	対象被害項目	港湾機能																																														
10	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	防潮堤耐震化の推進	○						■									★	★		★						★																			
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																														
	アクション目標（1）	堤内地の浸水被害の防止																																														
	対象被害項目	施設・港湾機能																																														
11	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	官・民・水防団による防潮扉閉鎖体制の充実							■							★	★	★	★	★				★	★	★	★	★															★	★	★			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（3）	堤内地の浸水被害の低減																																														
	対象被害項目	防潮対策																																														
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																														
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																														
	アクション目標（7）	堤内地の浸水被害防止体制の確保																																														
	対象被害項目	防潮対策																																														
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																														
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（10）	堤内地の浸水被害低減体制の確保																																														
	対象被害項目	仕組み作り																																														
12	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	官民合同避難訓練実施に向けた支援								■								★	★								★																			
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																														
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保																																														
	対象被害項目	人																																														
	施策の方向性③	避難・救助を支援する																																														
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																														
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化																																														
	対象被害項目	人																																														
13	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	防潮扉閉鎖の支障や流出の恐れのある放置自動車、物品の監視・撤去指導の充実							■										★								★															★					
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																														
	アクション目標（7）	堤内地の浸水被害防止体制の確保																																														
	対象被害項目	防潮対策																																														
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																														
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（12）	流出被害低減体制の確保																																														
	対象被害項目	物品																																														
14	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	港湾で働く労働者等の防災・減災知識の充実と自主防災への意識の向上								■						★			★	★	★						★																			★		
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																														
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保																																														
	対象被害項目	人																																														
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる																																														
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（13）	防災意識の啓発																																														
	対象被害項目	施設・物品																																														
	施策の方向性③	避難・救助を支援する																																														
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																														
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化																																														
	対象被害項目	人																																														
	施策の方向性④	情報の共有化を図る																																														
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ																																														
	アクション目標（21）	避難情報の充実																																														
	対象被害項目	人																																														
	施策の方向性④	情報の共有化を図る																																														
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する																																														
	アクション目標（22）	防災情報の普及																																														
	対象被害項目	施設・物品																																														

アクション項目別達成期間・実施主体・小会議の一覧

アクション目標：施策項目を具体的に示した対策目標⇒２６目標
（ただし、今後のＰＤＣＡによるアクション項目の見直しを想定し、既存３１目標は継続する）

アクション項目：達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策項目⇒２６項目

達　成　期　間○：項目ごとの目標達成期間

No	項目	内容	アクション項目	達成期間 短期 5年度末	達成期間 中期 7年度末	達成期間 長期 10年度末	小会議 維持管理	小会議 情報	小会議 復旧	小会議 防潮施設	小会議 啓発	小会議 BCP・海上
15	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	関係機関による緊急時情報発信の充実	→	→	→		■				
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ										
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保										
	対象被害項目	人										
	施策の方向性③	避難・救助を支援する										
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ										
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化										
	対象被害項目	人										
	施策の方向性④	情報の共有化を図る										
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ										
	アクション目標（21）	避難情報の充実										
	対象被害項目	人										
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる										
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する										
	アクション目標（14）	情報伝達体制の確保										
	対象被害項目	仕組み作り										
	施策の方向性④	情報の共有化を図る										
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する										
	アクション目標（23）	情報伝達機能の確保										
	対象被害項目	施設・物品										
16	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	高潮避難に関する避難勧告基準の作成	○								■
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する										
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保										
	対象被害項目	人										
17	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	新たな高潮浸水想定図に基づくハザードマップ・避難計画の作成	○								■
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する										
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保										
	対象被害項目	人										
18	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	定期的な防災連絡会議（委員会）等の開催による情報共有	→	→	→		■				
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する										
	アクション目標（14）	情報伝達体制の確保										
	対象被害項目	仕組み作り										
	施策の方向性④	情報の共有化を図る										
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する										
	アクション目標（23）	情報伝達機能の確保										
	対象被害項目	仕組み作り										
19	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保	→	→	→			■			
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する										
	アクション目標（15）	防潮機能復旧体制の確保										
	対象被害項目	防潮対策										
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する										
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する										
	アクション目標（26）	防潮機能の復旧										
	対象被害項目	防潮対策										
20	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	被災状況調査の充実	→	→	→			■			
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する										
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保										
	対象被害項目	船舶・港湾機能										
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する										
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する										
	アクション目標（28）	物流機能の復旧										
	対象被害項目	船舶・港湾機能										
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する										
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する										
	アクション目標（24）	復旧情報の共有										
	対象被害項目	港湾機能・施設										

実施主体

No	近畿地方整備局 防災室	近畿地方整備局 河川部	近畿地方整備局 港湾空港部	大阪海上保安監部	財務省大阪税関	大阪府 警察本部	大阪府 政策企画部危機管理室	大阪府 都市整備部事業管理室	大阪府 都市整備部河川室	大阪府 西大阪治水事務所	大阪市 危機管理室	大阪市 建設局	大阪市 消防局	大阪市 経済戦略局	大阪市 此花区役所	大阪市 港区役所	大阪市 大正区役所	大阪市 住之江区役所	大阪市 大阪港湾局
15											★				★	★	★	★	★
16											★								
17											★								
18	★	★	★	★		★	★	★	★	★	★	★	★		★	★	★	★	★
19								★	★	★		★							★
20		★	★							★									★

No	淀川左岸水防事務組合	神戸海難防止研究会	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリー協会	大阪港タグセンター事業協同組合	大阪湾水先区水先人会	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	ライフライン NTT	ライフライン 大阪ガス	ライフライン 関西電力送配電	企業 港運・倉庫	企業 マリーナ運営	企業 港運	水防団	防潮扉管理企業	防潮扉近隣住民	企業 港運・倉庫・船社	水防団市民代表	企業 港運・倉庫・製造
15				★									★								
16																					
17																					
18	★	★	★	★	★											★				★	
19																					
20																					

アクション項目別達成期間・実施主体・小会議の一覧

アクション目標：施策項目を具体的に示した対策目標⇒２６目標
（ただし、今後のＰＤＣＡによるアクション項目の見直しを想定し、既存３１目標は継続する）

アクション項目：達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策項目⇒２６項目

達　成　期　間○：項目ごとの目標達成期間

			アクション項目	達成期間			小会議					実施主体																																			
												近畿地方整備局			大阪海上保安監部	財務省大阪税関	大阪府				大阪市									淀川左岸水防事務組合	神戸海難防止研究会	大阪船主会	大阪港運協会	大阪フェリー協会	大阪港湾水先区水先人会	大阪港タウンセンター事業協同組合	大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	ライフライン			企業港運・倉庫	企業マリーナ運営	企業港運	水防団	防潮扉管理企業	防潮扉近隣住民	企業港運・倉庫・船社	水防団市民代表	企業港運・倉庫・製造
				5年度末短期	7年度末中期	10年度末長期	維持管理	情報	復旧	防潮施設	啓発	防災室	河川部	港湾空港部			警察本部	政策企画部危機管理室	都市整備部事業管理室	都市整備部河川室	西大阪治水事務所	危機管理室	建設局	消防局	経済戦略局	此花区役所	港区役所	大正区役所	住之江区役所	大阪港湾局							大阪港埠頭㈱	阪神国際港湾㈱	ＮＴＴ	大阪ガス	関西電力送配電										
21	施策の方向性② 施策項目（C） アクション目標（16） 対象被害項目 施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（28） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 物流機能復旧体制の確保 船舶・物品・港湾機能 被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 物流機能の復旧 船舶・物品・港湾機能	散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備	○																									★										★										
22	施策の方向性② 施策項目（C） アクション目標（16） 対象被害項目 施策の方向性④ 施策項目（C） アクション目標（24） 対象被害項目 施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（28） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 物流機能復旧体制の確保 船舶・港湾機能 情報の共有化を図る 早期に港湾機能を回復する 復旧情報の共有 防潮対策・施設・港湾機能 被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 物流機能の復旧 船舶・港湾機能	官民連携による大阪港復旧体制の継続						■				★	★					★		★							★																					
23	施策の方向性② 施策項目（C） アクション目標（16） 対象被害項目 施策の方向性② 施策項目（C） アクション目標（24） 対象被害項目 施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（28） 対象被害項目	自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 物流機能復旧体制の確保 港湾機能・仕組み作り 自然災害に強い人・組織をつくる 早期に港湾機能を回復する 復旧情報の共有 港湾機能 被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 物流機能の復旧 港湾機能・仕組み作り	大阪港ＢＣＰの推進								■		★	★	★				★	★	★							★			★	★	★	★	★	★	★												
24	施策の方向性③ 施策項目（A） アクション目標（18） 対象被害項目	避難・救助を支援する 自然災害による被害の発生を防ぐ 人の避難の迅速化 人	要避難者の避難の迅速化								■								★	★		★	★	★	★	★	★													★								
25	施策の方向性④ 施策項目（C） アクション目標（25） 対象被害項目 施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（27） 対象被害項目	情報の共有化を図る 早期に港湾機能を回復する 支援情報の発信 港湾機能 被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 復旧支援体制の確保 港湾機能	被災後の使用可能港湾施設の情報の発信					■					★														★																					
26	施策の方向性⑤ 施策項目（C） アクション目標（２３） 対象被害項目	被災した港湾を早期に復旧する 早期に港湾機能を回復する 情報伝達機能の確保 港湾機能	非常用電源の設備改良・整備	○					■																		★																					

参考：平成 30 年台風 21 号の概要

平成30年台風第21号の気象・海象の状況について

■大阪と神戸の潮位比較

平成30年台風第21号により、大阪と神戸では過去の最高潮位を超える値を観測しました。

	最高潮位※1（標高）	起時	過去の最高潮位※2（標高）
大阪（大阪府大阪市）	329センチ	9月4日14時18分	293センチ　昭和36年9月16日（第二室戸台風）
神戸（兵庫県神戸市）	233センチ	9月4日14時09分	230センチ　昭和36年9月16日（第二室戸台風）

※1：波浪等の短周期成分を除いた3分平均値
※2：平滑値（約3時間平均値（1997年以降）。1996年以前は手作業でデータ処理）

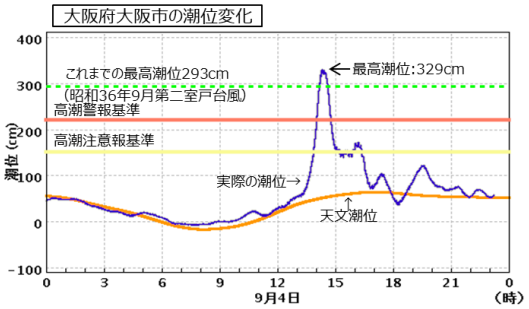

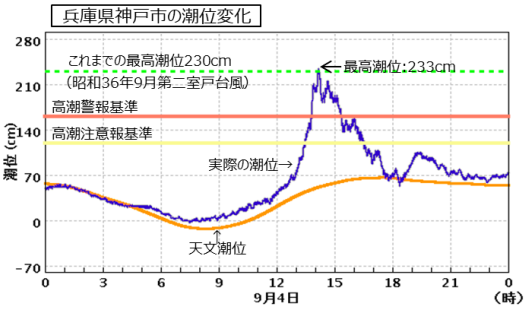

台風第２１号と主な台風との比較

○過去に大阪湾沿岸で甚大な被害をもたらした主な台風と比較して、最低気圧、最大風速とも同規模レベルの数値を記録。
○過去最高となる潮位を記録。
○どの台風（除く、伊勢湾台風）も大阪湾西側を通過。

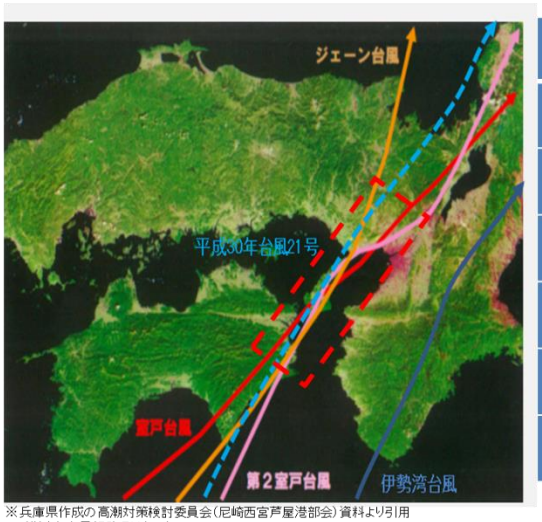

※兵庫県作成の高潮対策検討委員会（尼崎西宮芦屋港部会）資料より引用
（厳密な台風経路ではない）

＜大阪における観測記録＞

	室戸台風	ジェーン台風	伊勢湾台風	第2室戸台風	台風21号
年月	昭和9年9月21日	昭和25年9月3日	昭和34年9月26日	昭和36年9月16日	平成30年9月4日
最低海面気圧（hPa）	954.3（715.8mmHg）	970.0	956.1	937.0	962.4
最大風速（m/s）※1	40以上（測風塔倒壊）	28.1	19.9	33.3	27.3
最大瞬間風速（m/sec）	60以上（測風塔倒壊）	44.7	27.4	50.6	47.4
最高潮位（m）※2	OP+4.19 OP+4.50（推定）	OP+3.85	OP+2.54	OP+4.12（TP+2.93）	OP+4.59（TP+3.29）※3
偏差（m）	2.92（推定）	2.37	0.83	2.45	2.77

※1: 観測時刻の前10分間の平均値
※2: 平滑値（約3時間平均値（1997年以降）。1996年以前は手作業でデータ処理）
※3: 波浪等の短周期成分を除いた3分平均値

１．平成30年台風第２１号による港湾施設等の被害状況

強風による、上屋の屋根の破損や臨港道路や臨港緑地の倒木等が発生した中、防潮堤より陸側においては、高潮による浸水被害がなかったものの、咲洲や夢洲など埋立地の水際線沿いの地盤の低いところを中心として、高潮や高波による被害が発生した。

■港湾施設等の主な被害状況

施設区分	主な被害状況	写真番号
コンテナターミナル	各コンテナターミナルのガントリークレーンの損傷、夢洲コンテナターミナルのトランステナー（2基、民間施設）破損、コンテナの荷崩れ（約2500個） 国際フェリーターミナル等からのコンテナ（28個）流出　など	④⑯
フェリーターミナル	大阪南港フェリーターミナルの歩廊橋（民間施設）の破損、駐車場の冠水、輸送用シャーシ・トラックの横転など	⑲
臨港道路	街路樹の倒木（臨港緑地とあわせて約1,900本の倒木）、飛散コンテナによる通行止め　など	⑤⑮
臨港緑地	舞洲緑地のボードウォーク破損、中央突堤臨港緑地の階段破損 コスモスクエア海浜緑地の階段部ブロック舗装の破損、緑地の倒木　など	①⑦⑬
上屋	市所管上屋81 棟のうち66 棟において屋根の破損やシャッターの不具合　など	⑧⑰
護岸・防波堤	夢洲南側護岸（H護岸）の上部コンクリートブロックの破損、護岸背後の盛土の法面洗堀 南港北防波堤の破損、南港魚つり園護岸の破損　など	②③⑫
防潮堤	港区・大正区の防潮堤前面への台船・小型船の乗揚げ、防潮堤階段部の破損　など	⑩⑪⑳
民間施設	倉庫・事務所・車両の破損　など	－

平成30年台風第２１号による港湾施設等の主な被害状況

平成30年9月10日時点

2．平成30年台風第21号による埋立地の浸水状況

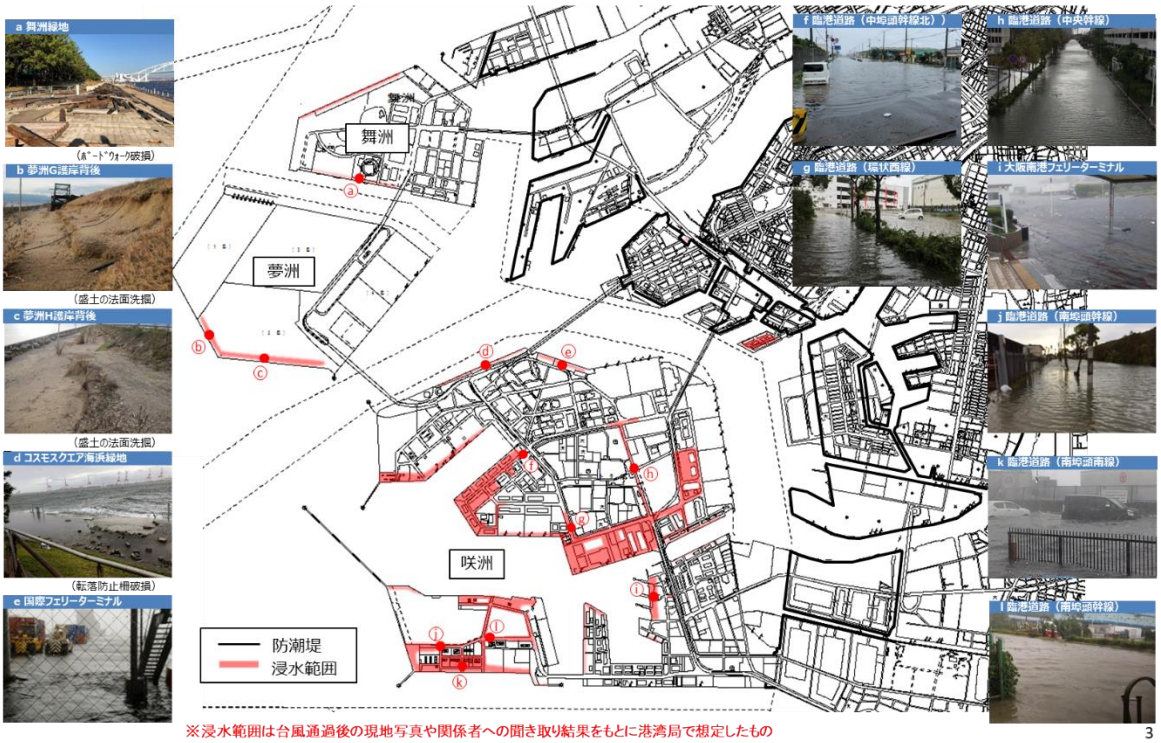

※浸水範囲は台風通過後の現地写真や関係者への聞き取り結果をもとに港湾局で想定したもの